

世田谷区介護福祉士実務者研修受講料助成金交付要綱

平成29年3月9日
28世高福第867号

改正	平成29年6月19日29世高福第237号	平成30年3月28日29世高福第1045号
	平成31年3月18日30世高福第1158号	令和2年3月18日31世高福第1256号
	令和3年3月11日2世高福第1485号	令和3年9月1日3世高福第648号

(趣旨)

第1条 この要綱は、3年以上介護等の業務に従事した者に対し、介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。）の資格の取得に係る試験の受験資格の要件として修了が課せられた研修の受講に要する費用を助成することで、区内の介護に係る人材の確保及び質の向上を図るために交付する世田谷区介護福祉士実務者研修受講料助成金（以下「助成金」という。）について、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付を受けることができる者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定による必要な知識及び技能の修得を目的とした研修(以下「研修」という。)を修了した旨の証明書の交付を受けていること。

(2) 研修修了後おおむね6箇月以内に、別表に掲げるサービスを行う区内事業所及び施設(以下「区内事業所等」という。)に訪問介護員(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項の政令で定める者をいう。)又はこれに準ずる者としての就労(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣による就労を除く。)を開始し、その後6箇月以上当該就労を継続していること。

(3) 前号に規定する者のうち登録ヘルパー(短時間労働者であって、月、週又は日の所定労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者をいう。)にあっては、従事時間が180時間を超えていること。

(4) 区、国、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等(勤務先から受ける受講料の一部の補助を除く。)を受けていないこと。

2 前項第2号の就労は、同一の区内事業所等において継続することを要せず、期間を連続して複数の区内事業所等においてなされるものであっても差し支えないものとする。

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、研修に係る受講料(テキスト代、実習に要した費用等を含む。以下同じ。)の額(当該額が155,000円を超える場合にあっては、155,000円)の9割に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 前項の受講料の額は、当該研修を受講した者が、その勤務先から当該研修に係る受講料の一部の補助を受けている場合にあっては、当該補助に係る額を控除した額とするものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 区長は、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)に、次に掲げる書類を添付した世田谷区介護福祉士実務者研修受講料助成金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)を提出させなければならない。

(1) 研修を修了した旨の証明書。ただし、研修を行った者が交付したものに限る。

- (2) 第2条第1項第2号に掲げる者に該当することを証明する書類。ただし、申請者が同号に掲げる要件を満たしていることを当該申請者の勤務先たる区内事業所等が申請書兼請求書において証明する場合にあっては、添付を要しない。
- (3) 受講料に係る領収書。ただし、宛名が申請者であるものに限る。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの。
- 2 申請書兼請求書は、第2条第1項各号に掲げる全ての要件を満たした日の属する月の翌月の初日から起算して3箇月以内に提出させるものとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (交付の決定及び通知)
- 第5条 区長は、申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付をすることに決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を、助成金の交付をしないことに決定したときはその旨を世田谷区介護福祉士実務者研修受講料助成可否決定通知書(第2号様式)により、速やかに当該申請書兼請求書を提出した申請者に通知しなければならない。
- (助成金の支払い)
- 第6条 区長は、前条の規定による助成金の交付を決定したときは、速やかに当該決定に係る助成金を支払うものとする。
- 2 助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。
- (交付決定の取消し)
- 第7条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定を取り消すものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、助成対象者に世田谷区介護福祉士実務者研修受講料助成金交付決定取消通知書(第3号様式。以下「取消通知書」という。)によりその旨を速やかに通知しなければならない。
- (助成金の返還)
- 第8条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に取消通知書により期限を定めて当該助成金の返還を命じなければならない。
- (違約加算金及び延滞金)
- 第9条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成対象者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- (違約加算金の計算)
- 第10条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第11条 第9条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(助成金の一時停止)

第12条 区長は、この要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金の返還を命じられた者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に研修を修了した者について適用する。

附 則 (平成29年6月19日29世高福第237号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日29世高福第1045号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日30世高福第1158号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日31世高福第1256号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月11日2世高福第1485号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月1日3世高福第648号)

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、同年4月1日以後に研修を修了した者について適用する。